

海外旅行保険の ご案内

OVERSEAS TRAVEL INSURANCE



引受保険会社

海外旅行保険のエキスパート

 **ジェイアイ傷害火災**

<http://www.jihoken.co.jp>

留学を予定している皆さんへ

～出発前の心構え(セルフリスクマネジメントの必要性)について～

海外留学は、日本では得られない貴重な経験や知識を習得できる大変有意義な機会ですが、同時に日本ではありえないリスクやめったにみられないリスクが存在します。

世界レベルでは、天変地異、テロ、政変などといった国や地域全体に関わるものからスリやひったくりといった街中で発生するものまで、数えきれないほどの危機事象が発生しています。

感染症の病原菌や野生動物も日本のものよりはるかに強力・凶暴です。

留学の多様化に伴い、残念ながら、留学生が巻き込まれた事故や事件も、年々増加、多様化してきております。

また、通常の海外旅行とは異なり、現地で生活することになりますので、そのことが心身に様々な影響を与えることがあります。

海外での生活は、良い面もあれば悪い面もあり、いずれの場合でも日本とはかなり異なるということを理解し、もしかするとそこで発生するかもしれない様々な危機事象に対する自分自身の危機管理センスを磨く必要があります。

そこで、海外における危機事象の種類と内容、またそれらに万一遭遇した場合の対処方法を記載した「留学生向け危機管理マニュアル」を差込みました。出発前に必ず一読し、海外のリスクを十分に理解して心の準備を整えてください。

また、同マニュアルに記載されている海外現地の情報入手先にアクセスし、これから渡航する先にどのようなリスクが存在しているのかを確認しておきましょう。

万一、事故に遭ってしまった場合は、2ページ～5ページの説明にしたがって行動してください。

十分なセルフリスクマネジメントを行って、有意義で安全な留學生活が送れますよう祈念いたします。

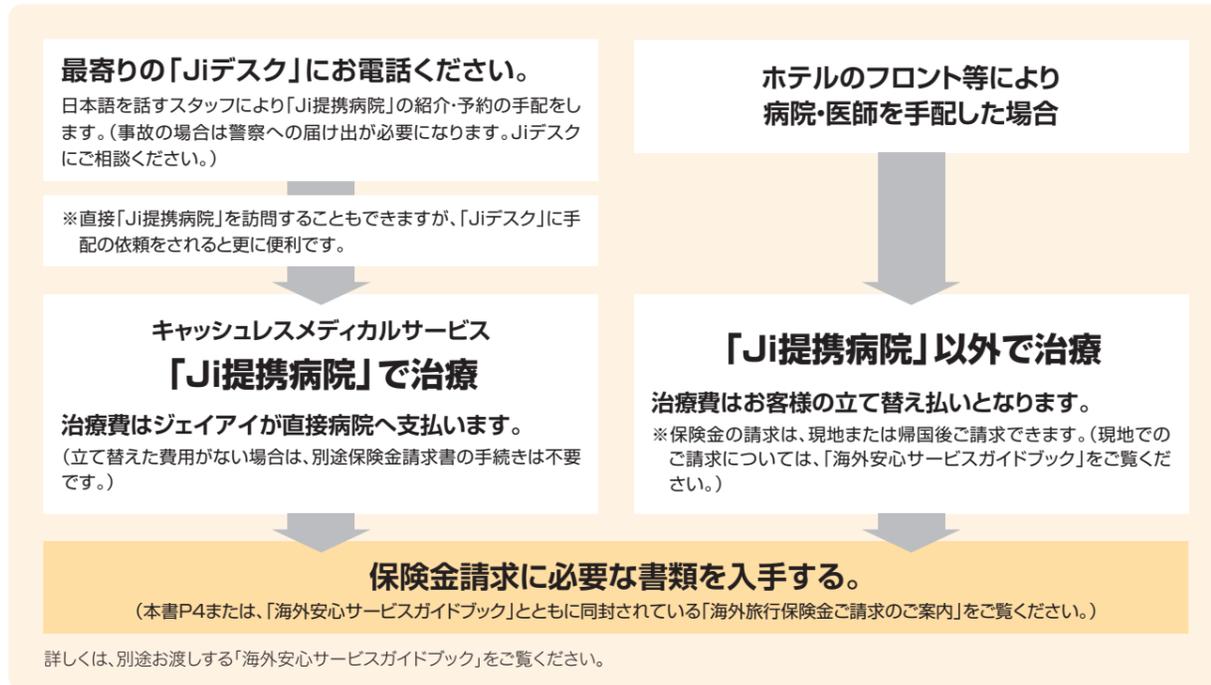
目次

留学を予定している皆さんへ	1
1. 事故発生時の対応	2
2. 保険金請求手続きのご案内	4
3. ジェイアイ傷害火災保険のサービス	6
ご契約いただく海外旅行保険の概要	9

1. 事故発生時の対応

保険金請求に必要な書類については、本書P4または、「海外安心サービスガイドブック」とともに同封されている「海外旅行保険金ご請求のご案内」をご覧ください。

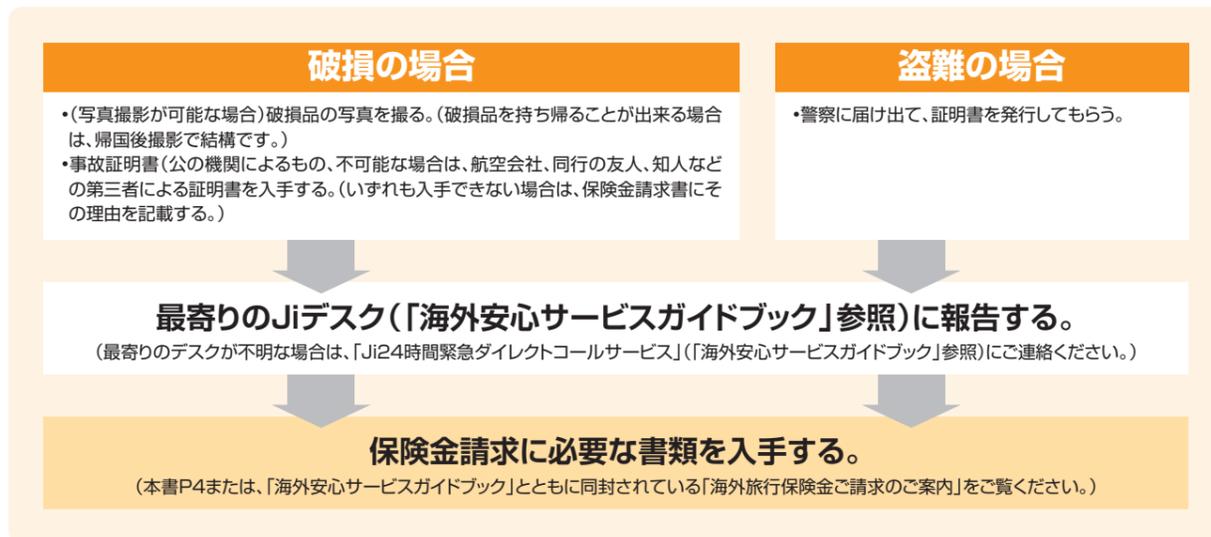
1.ケガ・病気の場合



【メンタルヘルスが心配な方】

当案内書の後ろに差し込まれている『「トータルヘルスクアサービス」ご利用のご案内』をご覧ください。
『「トータルヘルスクアサービス」ご利用のご案内』が見当たらない方は、大学の窓口にお問い合わせください。

2.携行品損害の場合



【スーツケース引取・修理・お届けサービス】

スーツケースが破損した場合に、ご自宅まで宅配業者がお引取に伺い、「Jiスーツケース修理センター」が修理をおこなった後、ご返却するサービスです。また、送料のご負担もありません。(引取、お届けとも日本国内に限ります。)

●当サービスは、(株)山澤工房・第一ボデー(株)との提携により運営しています。

ご利用方法

1. 「Ji 24時間事故受付センター」へ連絡してください。お手元に保険契約証をご用意ください。
フリーダイヤル 0120-395470 (24時間受付)
2. 電話受付後「Jiスーツケース修理センター」から、お客様宛に下記の書類を発送いたします。(通常1週間目安)
①「スーツケース引取・修理・お届けサービス」の案内書類一式 ②「Jiスーツケース修理センター」宛の宅配便着払い伝票
3. ご案内に従って、スーツケースを送付してください。
4. 下記3点の必要書類をそろえて頂き、弊社宛に送付してください。
〒330-9890 さいたま新都心郵便局 私書箱 70号
ジェイアイ傷害火災保険株式会社 保険金請求書類受付センター
①海外旅行保険金請求書(必要事項のご記入、ご捺印をお願いします)
②パスポートコピー(顔写真及び日本出入国のスタンプが押されたページ)
③航空会社の証明(PIR)(証明がない場合は、海外旅行保険金請求書内に第三者の記載が必要です)
※修理見積書及び破損部分の写真は不要です。
5. 修理が完了した後、ご自宅にお届けいたします。

注意事項

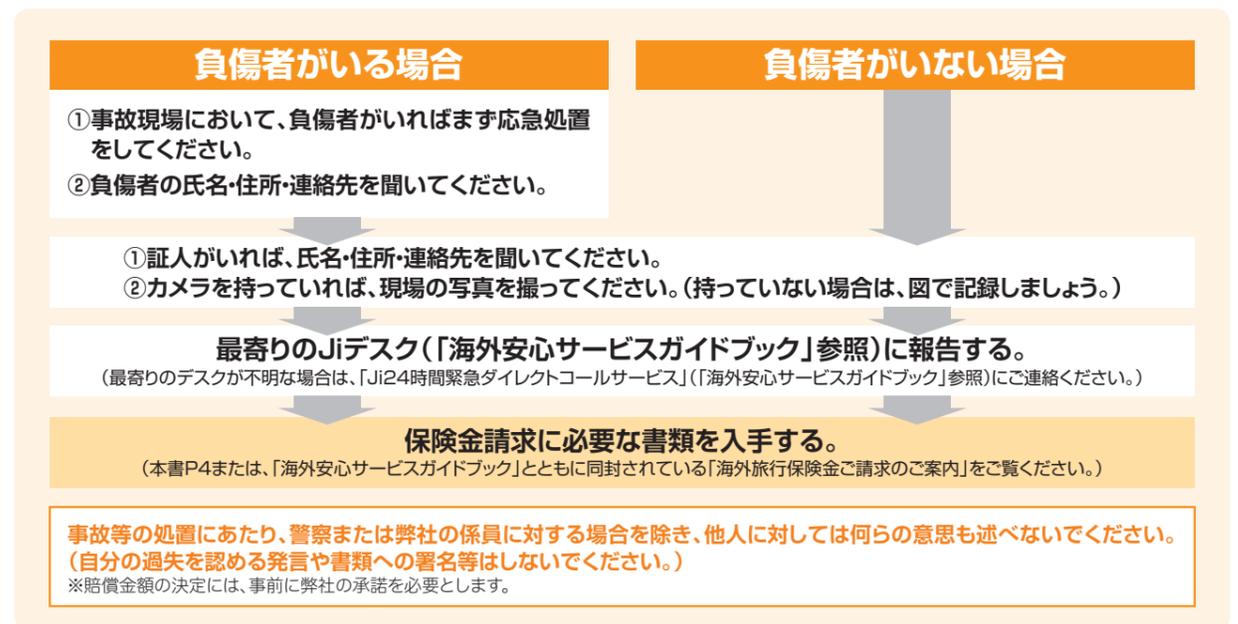
- 修理をご希望されない場合、または一定金額以下の修理をご希望される等の場合は、予めその内容を弊社にお伝えください。
- 修理が不可能(全損)等でお客様のご希望に添えない場合があります。
- 以下のような場合は当サービスのご利用はできません。
- 携行品の補償(携行品損害補償特約)に加入されていない場合
- 擦り傷や塗料のはがれなど単なる外観の損傷であり利用に支障がない等、保険金お支払の対象外となる場合
- 海外において当サービスをご希望される場合(日本国内のサービスとなります。)

スーツケース以外にカメラ(含:デジタルカメラ・ビデオカメラ)の修理サービスも行っておりますので、ご希望の方は、上記フリーダイヤルにご連絡ください。

*当サービスの提携先は(株)プレステージインターナショナルとなります。

3. 賠償事故の場合

海外では日本と賠償に対する考え方が大きく違いますので、事故発生の際には次の処置を講じてください。



4. その他のトラブルの場合

Jiデスクでは、以下のようなサービスも行っています。

- トラブル時の各種ご相談受付
- 移送機関の手配
- 医療通訳の手配
- 医師・病院の案内・予約
- 病院等への支払い保証
- ご家族への連絡
- 救援者の渡航・ホテルの手配
- パスポート等の盗難時の手続きのご案内

2. 保険金請求手続きのご案内

万一、事故に遭われた場合にお客様が保険金請求手続きを行なう方法についてご案内いたします。

1. 保険金請求書の記入

ご加入時にお渡しいたしました「海外安心サービスガイドブック」または「ご契約のしおり」の中に入っております、保険金請求書をご覧ください。

保険金請求書に記載の「ご請求のご案内」「記入上のご注意」等に従い、保険金請求書に必要な事項をご記入ください。

保険金請求に必要な書類		
ケガの場合 <small>〈傷害治療費用・治療・救援費用〉</small>	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外旅行保険金請求書 ● パスポートのコピー（写真のページと日本出入国スタンプ欄） ● 事故証明書（注1） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 医師の診断書 ● 負担した費用の明細書および領収書 ● その他弊社が求める書類
病気の場合 <small>〈疾病治療費用・治療・救援費用〉</small>	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外旅行保険金請求書 ● パスポートのコピー（写真のページと日本出入国スタンプ欄） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 医師の診断書（注2） ● 負担した費用の明細書および領収書 ● その他弊社が求める書類
救援者が駆けつけた場合 <small>〈救援者費用・治療・救援費用〉</small>	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外旅行保険金請求書 ● パスポートのコピー（写真のページと日本出入国スタンプ欄） ● 事故証明書（注1） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 医師の診断書 ● 負担した費用の明細書および領収書 ● その他弊社が求める書類
携行品に損害が生じた場合 <small>〈携行品損害（身の回り品）〉 <small>〈生活用動産損害（長期契約用）〉</small></small>	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外旅行保険金請求書 ● パスポートのコピー（写真のページと日本出入国スタンプ欄） ● 事故証明書（注1） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 損害品の修理見積書および写真（破損） ● 購入時の価格・購入先を示す書類 ● その他弊社が求める書類
賠償事故が起きた場合 <small>〈個人賠償責任〉 <small>〈個人賠償責任（長期契約用）〉</small></small>	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外旅行保険金請求書 ● パスポートのコピー（写真のページと日本出入国スタンプ欄） ● 事故証明書（注1） ● 医師の診断書（対人） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 負担した費用の明細書および領収書 ● 損害品の修理見積書および写真（対物） ● その他弊社が求める書類
飛行機の欠航・遅延などが原因の場合 <small>〈航空機寄託手荷物遅延費用〉 <small>〈航空機遅延費用〉</small></small>	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外旅行保険金請求書 ● パスポートのコピー（写真のページと日本出入国スタンプ欄） ● 事故証明書（注1） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 負担した費用の明細書および領収書 ● その他弊社が求める書類

（注1）公の機関、やむを得ないときは第三者の事故証明書。第三者とは、航空会社・添乗員・同行の友人・知人等をいいます。

（注2）海外旅行開始後に病気にかかり、旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始したことを併せて証明してあるもの。

2. 保険金請求書類の送付

ご記入いただきました保険金請求書および必要書類を下記へご郵送ください。

〒330-9890 さいたま新都心郵便局私書箱70号
 「ジェイアイ傷害火災保険株式会社 保険金請求書類受付センター」

また、海外の場合は、最寄りのJiデスクへご郵送頂いても結構です。

3. 保険金請求書類の受付

お客様からご送付いただきました書類を受付し、担当者よりご連絡を申し上げます。その際、担当者が書類を確認し、追加書類をお願いする場合がございます。

4. 保険金のお支払

必要書類が完備し、お支払額が決定してから、通常1～2週間程度でご指定の口座にお振り込み致します。海外への支払は、小切手を郵送いたしますので、地域によっては1ヵ月程度必要な場合がございます。ご不明な点がございましたら、下記または最寄りのJiデスク（海外）へお問い合わせください。（「ガイドブック」にも手続のご案内を掲載しておりますのでご参照ください。）また事故の日より、30日以内に弊社への保険金請求書の到着によるご通知ができない場合は、ご面倒でも下記もしくは最寄りのJiデスク（海外）へご一報願います。

● 国内からお問い合わせいただくときは以下のフリーダイヤルへお問い合わせください。（携帯からの通話も可能です）

ジェイアイ傷害火災保険株式会社

フリーダイヤル: 0120-395470

電話: 03-6634-4151（コレクトコールをご利用ください）

3. ジェイアイ傷害火災保険のサービス

留学生の皆様が渡航先でお困りになったりトラブルに巻き込まれた時に、必要になるのはプロフェッショナルなサービスです。

もしもの時でも、海外主要55都市に日本語対応のJiデスクが設置されているから安心!



Jiデスクの設置都市は日本人の渡航先の約93%^(※)をカバーしています。

(※) Jiデスクカバー率 93.3% = 20,989,544人 ÷ 22,505,756人
 (各国・地域別日本人訪問者数は、日本政府観光局「2010～2014年 各国・地域別 日本人訪問者数 (2014年実績数値)」から引用)

Jiデスク 海外主要55都市をカバーするJiデスクでの現地トラブル対応!

現地の事情に精通した担当者が日本語で事故・トラブルの相談を受付けいたしますので安心です。

各種トラブル時のご相談例

- トラブル時の各種ご相談受付
- 移送機関の手配
- 医療通訳の手配
- 医師・病院の案内・予約
- 病院等への支払い保証
- ご家族への連絡
- 救援者の渡航・ホテルの手配
- パスポート等の盗難時の手続きのご案内

Jiデスクたび情報局

弊社の海外留学(旅行)保険のご契約者様等に、世界150都市以上における現地医療情報や教育事情、安全情報など30項目におよぶ海外留学、ロングステイ等の海外生活・長期渡航に役立つ詳細情報をインターネット上から閲覧いただけるサービスです。

<取得できる情報>

- 都市データ
- ビジネス慣習等
- 医療
- 気候
- 交通
- 教育・娯楽・スポーツ
- 等

Jiデスクたび情報局URL <http://life.wti.ne.jp/ji/>

キャッシュレス治療 海外300カ所を超えるJi提携病院でのキャッシュレス治療!

- ①ジェイアイでは、安心して治療が受けられるように日本語を話せる医師、スタッフが在る病院を中心に海外300カ所超にJi提携病院を設置しております。
- ②弊社が直接病院へ治療費をお支払いいたしますのでキャッシュレスで治療を受けることができます。



Jiキャッシュレス提携病院URL <http://www.jihoken.co.jp/service/hospital.html>

Jiデスク留学生サポートサービス 提携:株式会社JTBグローバルアシスタンス

Jiデスクでは、従来のサービスに加えて留学生の多い18都市^{*1}において留学生サポートサービスを提供いたします。旅行を始めとした各種手配、日常生活に関わる情報提供や相談(必要に応じて貴学にご連絡いたします^{*2})に応じ、留学生生活全般を幅広くサポートします。

- #### サポートサービスの例
- 現地旅行の手配
 - 空港までの送迎の手配
 - レストランの案内・予約・手配
 - 生活関連ショップの案内
 - インターネットプロバイダーの案内
 - 不動産会社の案内
 - スポーツジムの案内
 - 語学学校の案内
 - 銀行口座の開き方の案内
 - 国際引越便/宅配便の案内
 - 通訳派遣の手配
 - 貴学への連絡取次 (留学コース変更、住居変更等)
 - メンタルヘルス相談先の案内
-

*1 ロンドン、パリ、ローマ、フランクフルト、ウィーン、ロサンゼルス、サンフランシスコ、ニューヨーク、ホノルル、バンクーバー、トロント、ソウル、マニラ、台北、シドニー、ゴールドコースト、ケアンズ、オークランドの18都市。
 中国については、下記「ジェイアイ安心サポートCHINA」にてサポートさせていただきます。
 *2 詳細は、弊社営業担当者にご確認ください。

中国に留学される方 専用サービス ジェイアイ安心サポートCHINA 提携:アリアンツ・グローバル・アシスタンス

中国においては、同国の医療システムや生活習慣/慣例に精通した“アリアンツ・グローバル・アシスタンス”と提携し、留学生の皆様医療アシスタンスと生活サポートの両面でのサービスを提供いたします。生活サポートサービスに関しましては、中国大陸の主だった4都市^{*3}において実施いたします。

サービスのご利用には別途申込みが必要です。詳細はご照会ください。

*3 北京、上海、大連、天津の4都市。

- #### 医療アシスタンスサービスの例 24時間365日 日本語対応
- 医療機関の紹介
 - 海外旅行保険適用による治療費のキャッシュレスサービス手配
 - 日本語の医療通訳の派遣
 - 適切な医療施設への緊急移送(中国国内、日本を含む)
 - 緊急移送の際のエスコートドクターおよびナースの手配
 - 救援者へのサポート
 - ご遺体の送還および手続き
- *医療アシスタンスサービスは保険期間3か月以上留学される方向けのサービスです。
- #### 生活サポートサービスの例
- 空港までの送迎の手配
 - 生活関連ショップの案内
 - 語学学校の案内
 - 銀行口座の開き方の案内
 - 国際引越便/宅配便の案内
 - 通訳派遣の手配
- 生活サポートサービス受付時間: 平日10:00~17:00
 *生活サポートは長期(保険期間6か月以上)に留学される方向けのサービスです。

保険金現地支払いサービス

Jiデスク(現在:全世界47デスク)で
保険金をお支払いするサービスです。

帰国してから請求していた医療関係費用が現地で支払われるため、金銭的な負担が軽減されます。
またご請求時の手続きも対面のため、わかりやすくなっております。

対象となる場合	病気・ケガが発生し、医師の治療を受けた場合 (保険金支払いの対象となる場合に限り)	支払い限度額	5万円(日本円換算)
支払い内容	・治療費(留学生本人が立替えている分) ・薬代 ・病院までの交通費 ・保険金請求に必要な医師の診断書費用	対象となる契約	保険期間(保険のご契約期間) 1年以内の海外旅行保険

※ご利用の際は事前にJiデスクにご連絡ください。

付保証明書発行サービス

無料

保険契約証とは別に留学先や在外公館に提出が必要な付保証明書を以下の7カ国語でご用意いたします。

- ・英語
- ・中国語
- ・スペイン語
- ・フランス語
- ・イタリア語
- ・ポルトガル語
- ・ドイツ語



携行品損害特約がある場合のみのサービス

スーツケース 引取り・修理・お届けサービス

送料負担がありません! 煩わしさから解消!

スーツケース破損時は、ご自宅まで宅配業者がお引取りにうかがいます。
修理会社に持参するお手間もかかりません。
提携する修理会社での修理後は、宅配業者からご自宅にお届けいたします。



その他、ジェイアイ傷害火災保険は下記のようなサービスを提供しています。

○持病をお持ちの方への情報提供・紹介サービス……など

※各サービスの詳細については、後日お渡しする「海外安心サービスガイドブック」をご覧ください。

2016年8月現在におけるサービスの概要をご案内するものであり、今後サービスの内容、Jiデスク等の提供場所や提供方法等が変更となる場合があります。また、ご加入の保険内容・事故内容(保険対象であるか等)・状況・世界情勢等の理由により、一部または全部のサービスが提供できない場合がございます。詳細及び最新の内容につきましては、「海外安心サービスガイドブック」をご参照ください。

ご契約いただく海外旅行保険の概要

ご契約に際しては、「重要事項説明書」「ご契約内容確認事項」「個人情報の取扱説明書」も併せて必ずご覧ください。
ご契約内容によっては、セットされていない補償項目がありますのでご注意ください。

補償項目	○ 保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	✕ 保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡 	海外旅行中の事故によるケガが原因で 180日以内に死亡した場合	傷害死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人に支払います。 同一のケガにより、【傷害後遺障害】を支払っている場合には、既にお支払いした傷害後遺障害保険金を控除した残額となります。	次の①～⑨のいずれかによって生じたケガ ①保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ②けんか、自殺、犯罪行為 ③自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用した運転 ④脳疾患、疾病、心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産、流産 ⑥外科的手術 ⑦戦争、革命などの事変(テロ行為を除きます。) ⑧核燃料物質による事故、放射能汚染 ⑨自動車等による競技、競争、試運転 など
傷害後遺障害 	海外旅行中の事故によるケガが原因で 180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の4%～100%を支払います。 傷害後遺障害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】に加え、 ●むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のない場合
治療・救援費用 	<p><治療費用> 海外旅行中の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気が原因で治療を受けた場合</p> <p><救援費用> 被保険者が次のいずれかに該当した場合 ①海外旅行中の事故によるケガ等により180日以内に死亡した場合または3日以上続けて入院した場合 ②海外旅行中に病気、妊娠、出産、早産、流産により死亡した場合 ③海外旅行中に搭乗・乗船中の航空機・船舶が遭難した場合、山岳登山中に遭難した場合 ④海外旅行中の事故により被保険者の緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが公的機関により確認された場合 ⑤海外旅行中に誘拐され公的機関に届出された場合</p>	<p>1回のケガ、病気、事故などにつき、治療・救援費用保険金額を限度とします。</p> <p><治療費用> 被保険者が支出した次の費用で社会通念上妥当な金額を支払います(ケガの場合は事故の発生日、病気の場合は治療開始日からその日を含めて180日以内に要した費用)。 ①診療費・入院費関係、入院・通院のための交通費、治療のための通訳雇入費 ②保険金請求のために必要な医師の診断書の費用 ③法令に基づく消毒費用 ④入院時の被保険者の通信費、身の回り品購入費(身の回り品購入費は5万円、通信費と合算で20万円限度) ⑤治療を受けたのち、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するための交通費・宿泊費(払戻しを受けた金額等は控除します。) ⑥カイロプラクティック、鍼(はり)、灸(きゅう)の施術のために支出した費用についてはお支払いできません。</p> <p><救援費用> 保険契約者、被保険者または被保険者の親族が支出した次の費用で社会通念上妥当な金額を支払います。(【保険金をお支払いする主な場合】の左記⑤は300万円上限) ①捜索救助費用 ②救援者の現地までの往復運賃(救援者3名分まで) ③救援者の宿泊施設客室料(救援者3名分かつ1名につき14日分まで) ④治療を継続中の被保険者の現地からの移送費用(払戻しを受けた金額等は控除します。) ⑤遺体処理費用(100万円まで)、遺体輸送費用 ⑥救援者の渡航手続費、救援者または被保険者の現地交通費・通信費等(合計20万円まで)</p>	<p>【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】①、②、⑦、⑧によって生じたケガまたは発病した病気に加え、 ●むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のない場合 ●自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用した運転によって生じたケガ ●妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気(保険期間が31日までの契約に限り、妊娠初期の異常(妊娠満22週以後の発生は除く)により治療を開始した場合については保険金を支払います。) ●歯科疾病</p> <p>✕ 旅行出発前に発病した病気の疾病治療費用および救援費用は(疾病に関する応急治療・救援費用)で保険金をお支払いできる場合があります。</p> <p>など</p>

ご契約いただく海外旅行保険の概要

ご契約に際しては、「重要事項説明書」「ご契約内容確認事項」「個人情報の取扱説明書」も併せて必ずご覧ください。
ご契約内容によっては、セットされていない補償項目がありますのでご注意ください。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
疾病に関する応急治療・救済費用 	<p><治療費用> 海外旅行開始前に発病し治療を受けたことがある病気^(※)が原因で海外旅行中に症状の急激な悪化により治療を受けた場合</p> <p><救済費用> 海外旅行開始前に発病し治療を受けたことがある病気^(※)が原因で海外旅行中にその症状の急激な悪化により3日以上続けて入院した場合 (※)妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気および歯科疾病は含みません。</p>	<p>【治療・救済費用】の【保険金をお支払いできない主な場合】に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●治療の開始が海外旅行終了後の場合 ●治療または症状の緩和が目的の旅行の場合 ●海外旅行開始前に、渡航先の病院の診察の予約等が行われていた場合 ●海外旅行中も継続して支出することが予定されていた費用(透析、義手義足等、人工心臓弁、ペースメーカー等の継続使用に関わる費用、インスリン注射その他薬剤の継続使用に関わる費用など) <p>など</p>	<p>【治療・救済費用】の【保険金をお支払いできない主な場合】に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●治療の開始が海外旅行終了後の場合 ●治療または症状の緩和が目的の旅行の場合 ●海外旅行開始前に、渡航先の病院の診察の予約等が行われていた場合 ●海外旅行中も継続して支出することが予定されていた費用(透析、義手義足等、人工心臓弁、ペースメーカー等の継続使用に関わる費用、インスリン注射その他薬剤の継続使用に関わる費用など) <p>など</p>
疾病死亡 	<p>海外旅行中に病気により死亡した場合に、疾病死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人に支払います。</p>	<p>【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】①、②、⑦、⑧に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気 ●歯科疾病 <p>など</p>	<p>【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】①、②、⑦、⑧に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気 ●歯科疾病 <p>など</p>
個人賠償責任 	<p>海外旅行中に偶然な事故によって他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、紛失したことにより損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合</p> <p>責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。</p>	<p>1回の事故につき、個人賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金を支払います。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停費用もお支払いできることがあります。</p> <p>賠償金額の決定には、事前に弊社の承認が必要です。</p>	<p>【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】⑦、⑧により生じた損害に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害 ●職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ●同居する親族および同一旅行行程の親族に対する損害賠償責任 ●所有、使用、管理する財物の損壊、紛失に対する損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●暴行・殴打による損害賠償責任 ●自動車等の車両、船舶、銃器の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ●罰金、違約金、懲罰的賠償金 <p>など</p>
生活用財産 (長期契約用) 	<p>保険期間中に海外現地の居住施設・宿泊施設内にある被保険者所有の家財・身の回り品^(※)および携行している被保険者所有の身の回り品^(※)が火災・盗難などの偶然な事故によって損害を受けた場合 (※)旅行行程開始前に被保険者が、その旅行のために他人から無償で借りた物を含みます。</p> <p>次の物は対象となりません。 現金、小切手、株券・手形等、印紙・切手等、定期券、預貯金証書、クレジットカード、稿本、設計書、船舶、自動車、オートバイ、山岳登山等危険な運動等を行うための用具、サーフィン等のスポーツの用具、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動植物、飲食料品、燃料品、輸送中の物、クリーニング等のため業者に委託した物、商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備もしくは什器等、データ・ソフトウェア・プログラム等の無体物</p> <p>など</p>	<p>【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】⑦、⑧により生じた損害に加え、以下により生じた損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ●差押え等の公権力の行使 ●携行品の自然の消耗、性質の変質・変色、欠陥 ●すり傷、塗料のはがれ等の外観の損傷 ●偶然・外来の事故に直接起因しない電気的故障・機械的故障(故障等) ●置き忘れ、紛失^(※) <p>など</p> <p>(※)日本国外における旅券の置き忘れ、紛失は除きます。 有償で借りた携行品の損害に対しては、お支払いできません。 ただし、賃貸業者から借りた旅行用品または生活用品に損害が生じ賃貸業者から損害賠償請求された場合は、【個人賠償責任】で保険金をお支払いできる場合があります。</p>	<p>【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】⑦、⑧により生じた損害に加え、以下により生じた損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ●差押え、没収、破壊等の公権力の行使 ●保険の対象の自然の消耗、性質の変質・変色、欠陥、楽器の音色または音質の変化 ●保険の対象に対する修理、調整、清掃 ●すり傷、塗料のはがれ等の外観の損傷 ●偶然・外来の事故に直接起因しない電気的故障・機械的故障(故障等) ●置き忘れ、紛失 ●詐欺、横領 ●火災、爆発などを伴わないガラス器具、陶磁器、美術・骨とう品の破損事故、保険の対象である液体の流出 <p>など</p>
携行品損害 	<p>海外旅行中に携行品^(※)が、盗難・破損・火災などの偶然な事故により損害を受けた場合 (※)被保険者が所有(旅行行程開始前に被保険者がその旅行のために賃貸業者以外の他人から無償で借り入れた物を含みます。)かつ携行する身の回り品をいいますが、次の物は対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●現金、小切手、株券・手形等、印紙・切手等、定期券、預貯金証書、クレジットカード、稿本、設計書、船舶、自動車、オートバイ、山岳登山等危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具、サーフィン等のスポーツの用具、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動植物、商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器、データ・ソフトウェア・プログラムなど ●被保険者が携行していない物 	<p>携行品1つ(1点・1組または1対)あたり10万円(乗車券・航空券等の場合は合計5万円)を限度として損害額を支払います。携行品損害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。</p> <p>損害額とは再調達価額(同等の物を新たに購入するのに必要な金額)または修繕費のいずれか低い方をいい、修繕が可能な場合には再調達価額を限度として修繕費を支払います。</p> <p>旅券は、旅券または渡航書の取得に要した交通費、発給手数料等を損害額とします(1事故につき合計10万円まで)。</p> <p>運転免許証は、再発給手数料を損害額とします。</p>	<p>【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】②、③、⑦～⑨により生じた費用に加え、以下によって生じた費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反 ●地震・噴火、これらによる津波 ●妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気 ●歯科疾病 <p>など</p>

ご契約いただく海外旅行保険の概要

ご契約に際しては、「重要事項説明書」「ご契約内容確認事項」「個人情報の取扱説明書」も併せて必ずご覧ください。
ご契約内容によっては、セットされていない補償項目がありますのでご注意ください。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任 (長期契約用) 	<p>保険期間中に被保険者ご本人が次の偶然な事故によって他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、紛失したことにより損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●旅行のための宿泊施設、居住施設の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ●日常生活に起因する偶然な事故 ●責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。 	<p>1回の事故につき、個人賠償責任(長期契約用)保険金額を限度として、損害賠償金を支払います。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停費用もお支払いできます。</p> <p>賠償金額の決定には、事前に弊社の承認が必要です。</p>	<p>【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】⑦、⑧により生じた損害に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害 ●職務遂行に起因する損害賠償責任 ●親族に対する損害賠償責任 ●所有、使用、管理する財物の損壊、紛失に対する損害賠償責任(※) ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●暴行・殴打による損害賠償責任 ●自動車等の車両、船舶、銃器の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ●罰金、違約金、懲罰的賠償金 <p>など</p>
生活用財産 (長期契約用) 	<p>保険期間中に海外現地の居住施設・宿泊施設内にある被保険者所有の家財・身の回り品^(※)および携行している被保険者所有の身の回り品^(※)が火災・盗難などの偶然な事故によって損害を受けた場合 (※)旅行行程開始前に被保険者が、その旅行のために他人から無償で借りた物を含みます。</p> <p>次の物は対象となりません。 現金、小切手、株券・手形等、印紙・切手等、定期券、預貯金証書、クレジットカード、稿本、設計書、船舶、自動車、オートバイ、山岳登山等危険な運動等を行うための用具、サーフィン等のスポーツの用具、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動植物、飲食料品、燃料品、輸送中の物、クリーニング等のため業者に委託した物、商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備もしくは什器等、データ・ソフトウェア・プログラム等の無体物</p> <p>など</p>	<p>家財・身の回り品1つ(1点・1組または1対)あたり20万円(乗車券・航空券等の場合は合計5万円)を限度として損害額を支払います。ただし、生活用財産(長期契約用)保険金額をもって同一年度内に生じた事故による損害に対する支払いの限度とします。</p> <p>損害額とは時価額(同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗(減価)分を控除して算出した金額)または修繕費のいずれか低い方をいい、修繕が可能な場合には時価額を限度として修繕費を支払います。</p> <p>旅券は、取得または渡航書の取得に要した被保険者の交通費、発給手数料等を損害額とします。(1事故につき合計5万円まで)</p> <p>運転免許証は、再発給手数料を損害額とします。</p>	<p>【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】①、③、⑦、⑧により生じた損害に加え、以下により生じた損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ●差押え、没収、破壊等の公権力の行使 ●保険の対象の自然の消耗、性質の変質・変色、欠陥、楽器の音色または音質の変化 ●保険の対象に対する修理、調整、清掃 ●すり傷、塗料のはがれ等の外観の損傷 ●偶然・外来の事故に直接起因しない電気的故障・機械的故障(故障等) ●置き忘れ、紛失 ●詐欺、横領 ●火災、爆発などを伴わないガラス器具、陶磁器、美術・骨とう品の破損事故、保険の対象である液体の流出 <p>など</p>
旅行事故緊急費用 	<p>海外旅行中に生じた予期せぬ偶然な事故^(※1)がもとで、被保険者が海外旅行中に負担を余儀なくされた費用^(※2)を支払います^(※3)。</p> <p>(※1) 公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社により、証明されるものに限り、</p> <p>(※2) ①交通費、②宿泊施設の客室料、③食事代、④国際電話料等通信費、⑤渡航手続費、⑥渡航先で受ける予定であった旅行サービスの取消料、⑦身の回り品購入費をいい、社会通念上妥当な金額とします(払い戻しを受けた額、負担することを予定していた金額を控除します。)(③、⑦については、一定の条件に該当した場合に限り、詳細は、重要事項説明書等でご確認ください。)</p> <p>(※3) (※2)の①～⑥の合計で旅行事故緊急費用保険金額が海外旅行中の限度となります(③食事代は旅行事故緊急費用保険金額の10%が海外旅行中の限度となります。)。⑦身の回り品購入費は、①～⑥とは別に、旅行事故緊急費用保険金額の2倍または10万円のいずれか低い額が海外旅行中の限度となります。</p>	<p>【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】②、③、⑦～⑨により生じた費用に加え、以下によって生じた費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反 ●地震・噴火、これらによる津波 ●妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気 ●歯科疾病 <p>など</p>	<p>【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】②、③、⑦～⑨により生じた費用に加え、以下によって生じた費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反 ●地震・噴火、これらによる津波 ●妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気 ●歯科疾病 <p>など</p>



〒104-6016 東京都中央区晴海1-8-10
晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーX 16階